

1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第93号を発行させていただきます。
あけましておめでとうございます。今年もよろしくお
願いたします。

今月は、西国三十三所の第27番書写山圓教寺にて撮
影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、書写山圓教寺の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金より
のピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき
書類** について、**新型コロナウイルス感染症拡大
防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の
取扱いに関するFAQ** について **その3** を書い
ております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 1月末までに提出すべき書類 について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。
それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係ででき
ませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ
げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『令和2年
分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提
出の手引』をご覧になっていただきますとどのような書
類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方
法などが書かれておりますが、毎年提出することになる
書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び
賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、
『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』

があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末
に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務
署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まってお
り、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員を していなくても令和2年中 に役員であった方	令和2年中の給与等の支払 金額が 150万円 を超えるもの
<年末調整をしたもの>	令和2年中の給与等の支払

法人の役員以外の者（従業員）	金額が 500万円 を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	令和2年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの ただし、法人の役員の場合には 50万円 を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方	令和2年中の給与等の支払金額が 50万円 を超えるもの

*給与所得の源泉徴収票は「税務署提出用」を使用し、個人番号（マイナンバー）を記載しないといけません。

*『令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の3ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



(写真は、書写山圓教寺の本堂です)

次に『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	同一人に対する令和2年中の支払金額の合計が 5万円 を超えるもの

*報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に個人番号（マイナ

ンバー）を記載しないといけませんので、該当する税理士などの士業にマイナンバーを聞く必要があります。

*『令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の23ページより一部抜粋

次に『不動産の使用料等の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、令和2年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限ります。）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する令和2年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの

*不動産の使用料等の支払調書に個人番号（マイナンバー）を記載しないといけませんので、該当する不動産の所有者さんなどにマイナンバーを聞く必要があります。

*『令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の25ページより一部抜粋

最後に『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、書写山圓教寺の大講堂です)

○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、

『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『令和3年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないとはいけません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

【参考文献】

- ・令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・令和3年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



(写真は、書写山園教寺の食堂です)

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関

するFAQ について その3

国税庁より発行されている「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の内容を取り上げてご紹介させていただきます。

マスク購入費用の医療費控除の適用について

1	マスク購入費用の医療費控除の適用について (質問) 私は、新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか
---	---

(回答)	・医療費控除の対象となる医療費は、 ① 医師等による診療や治療のために支払った費用 ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用 などとされています。 ・ご質問のマスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用はこれら①②のいずれの費用にも該当しないため、 医療費控除の対象となりません。
------	--

*健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用など病気の予防のための費用も医療費控除の対象となりません。

PCR 検査費用の医療費控除の適用について

1	PCR 検査費用の医療費控除の適用について (質問) 私は、先日、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか。
---	---

(回答)	・医療費控除の対象となる医療費は、 ① 医師等による診療や治療のために支払った費用 ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用 などとされています。
------	---

【1：医師等の判断により PCR 検査を受けた場合】

- ・新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行う PCR 検査など、**医師等の判断により受けた PCR 検査費用は**、上記の費用に該当するため、**医療費控除の対象となります。**

***ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象となりません。**

【2：上記1以外の場合（自己の判断により PCR 検査を受けた場合】

- ・単に感染していないことを明らかにする目的で受ける PCR 検査など、**自己の判断により受けた PCR 検査費用は**、上記のいずれの費用に該当しないため、**医療費控除の対象となりません。**

***ただし、PCR 検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。**

今回は、医療費控除についての FAQ をご紹介させていただきました。次回は、違う内容の FAQ をご紹介させていただく予定です。

【参考文献】

- ・国税庁発行 「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」



(写真は、書写山園教寺の境内からの眺めです)

4 編集後記

まずは、新年のご挨拶を事務所便りの編集後記ではありますが、させていただきます。

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本年もより一層尽力して参りますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事務所便りにて恐縮ではございますが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

年末年始に寒波襲来で寒さが身にしみましたが、どのように過ごされましたでしょうか。

私は、妻が雪景色を見たいということで、大みそかに電車に乗って滋賀県の米原駅下車して雪景色を見てきました。その時に撮影した写真を掲載させていただきます。



ブーツを履いて出かけておりましたが、徒歩で目的地まで行くのはあきらめ、しばらく雪景色を眺めておりました。出身地が和歌山県で雪が積もることなどまず無い場所で育っておりましたので、ここまでの雪景色を見て少しワクワクいたしました。

話題は変わりますが、昨年末に第 27 番書写山園教寺を参拝することが出来たので、西国三十三所巡りを満願することができました。

次は、新西国三十三所巡りを計画しております。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。